

令和6年度保険料率について（案）

令和6年1月10日 令和5年度第3回評議会



全国健康保険協会 島根支部

協会けんぽ

1. 今後の運営委員会・支部評議会等の スケジュールについて

今後の運営委員会・支部評議会のスケジュールについて(全体概要)

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	9/20			12/4 12/20		1/29	(2/29)	3/21
運営委員会	第6期アクションプラン							
	事業計画(R6年度)							
	予算(R6年度)							
	インセンティブ制度: R4年度実績の評価							
平均保険料率				都道府県単位 保険料率				(保険料率の 広報等)
・論点 ・5年収支見通し		・評議会意見		・平均保険料率の決定		・都道府県単位保険料率の決定 ・支部長意見		
10/17開催				1/10開催<本日>		3月		
<ul style="list-style-type: none"> 平均保険料率 支部の現状、課題および今後の事業方針 				<ul style="list-style-type: none"> 都道府県単位保険料率 支部事業計画、予算(案) 		<ul style="list-style-type: none"> 本部承認後の支部事業計画、予算(報告) 		
支部評議会	インセンティブ制度 R4年度実績の評価方法							
	支部の事業計画(R6年度)							
支部の予算(R6年度)								
国・その他	診療報酬改定 調査・検討・議論				診療報酬改定案 諮問・答申			
	介護報酬改定 議論・ヒアリング・とりまとめ				介護報酬改定案 諮問・答申			
	政府予算案 閣議決定				保険料率の認可等			
					事業計画、予算の認可等			
関係告示等								

都道府県単位保険料率決定までのスケジュールについて(予定含む)

令和5年9月20日(水) 運営委員会(平均保険料率について審議)

10月17日(火) 島根支部評議会の開催
<前回> (平均保険料率について意見聴取)

12月4日(月) 運営委員会(平均保険料率について方針の決定)
12月20日(水)

12月下旬 政府予算案(令和6年度)の閣議決定

令和6年1月10日(水) 島根支部評議会の開催
<本日> (都道府県単位保険料率の変更について意見聴取)

1月中旬 都道府県単位保険料率の変更について支部長から理事長への意見の申出

1月29日(月) 運営委員会(都道府県単位保険料率の決定)

運営委員会への付議後、都道府県単位保険料率の変更について、厚生労働大臣へ認可申請予定

1月下旬～2月上旬 令和6年度都道府県単位保険料率の認可予定

<健康保険法 第160条>

第6項 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。

第7項 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。

第8項 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2. 令和6年度平均保険料率について

1. 令和6年度保険料率について

(1) これまでの議論の経緯

○ 令和6年度の保険料率については、令和5年9月20日開催の運営委員会において、①医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が解消していないこと、②被保険者数の伸びの鈍化、経済先行きの不透明さ等により、保険料の増加が今後も続くとは限らないこと、③足元の医療費の伸びが高水準であるほか、今後も後期高齢者支援金の増加が見込まれること等を事務局より丁寧に説明した上で、議論が進められた。

また、令和5年12月4日開催の運営委員会では、北川理事長から「前任の安藤理事長の方針を引き継いで、できる限り長く、現在の平均保険料率10%を超えないようにしていきたいと考えており、協会けんぽの財政については、中長期で考えていくことを基本スタンスとして取り組んでまいりたい。」との考えを示した。

○ 令和5年12月20日開催の運営委員会では、委員長より「令和6年度平均保険料率について、前々回（9月20日開催）及び前回（12月4日開催）を含め、各委員からご意見をいただき、運営委員会全体としては、10%維持の意見であったとまとめられる。また、保険料率の変更時期については、事務局の提案に対して、特段の意見はなかった。」と取りまとめられた。

○ 令和5年10月に開催した支部評議会においても、令和6年度平均保険料率について議論いただいた。当該議論を踏まえ、全支部より令和6年度平均保険料率に関する意見の提出があり、そのうち、「平均保険料率10%維持」の意見が40支部、「引き下げるべき」との意見が1支部、「平均保険料率10%維持の意見と引き下げるべき」との意見の両方の意見（両論併記）が6支部であった。

(2) 運営委員会における議論等を踏まえた協会としての対応

- ① 平均保険料率について：10%を維持する。
- ② 保険料率の変更時期について：令和6年4月納付分からとする。

2. 政府予算案を踏まえた収支見込（医療分）

（単位：億円）

		R4(2022)年度	R5(2023)年度		R6(2024)年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R5年12月) (b)	R5-R4 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R5年12月) (c)	R6-R5 (c-b)	
収入	保険料収入	100,421	102,406	1,985	102,523	117	H24-R5年度保険料率：10.00% R6年度保険料率：10.00%
	国庫補助等	12,456	12,874	418	11,432	▲ 1,442	
	その他	217	205	▲ 12	172	▲ 34	
	計	113,094	115,486	2,392	114,127	▲ 1,359	
支出	保険給付費	69,519	70,828	1,309	70,718	▲ 110	○ R6年度の単年度収支 を均衡させた場合の 保険料率：9.70%
	前期高齢者納付金	15,310	15,321	11	12,899	▲ 2,422	
	後期高齢者支援金	20,556	21,903	1,347	23,462	1,559	
	退職者給付拠出金	1	0	▲ 0	0	▲ 0	
	病床転換支援金	0	0	▲ 0	0	0	
	その他	3,388	3,507	118	3,964	458	
	計	108,774	111,560	2,785	111,044	▲ 516	
単年度収支差		4,319	3,926	▲ 393	3,083	▲ 843	
準備金残高		47,414	51,340	3,926	54,422	3,083	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

3. 政府予算案を踏まえた収支見込（令和6年度）の概要

政府予算案を踏まえた令和6年度の収支見込は、平均保険料率を10%で維持する前提のもとで、収入（総額）が11.4兆円、支出（総額）が11.1兆円と見込まれ、単年度収支差は3,083億円の見込み。

① 収入の状況

収入（総額）は、令和5年度（直近見込）から1,359億円の減少となる見込み。

- 「国庫補助等」について、前期財政調整の1/3総報酬割導入に伴う国庫補助の廃止による影響等で1,442億円減少する。

② 支出の状況

支出（総額）は、令和5年度（直近見込）から516億円の減少となる見込み。主な要因は以下のとおり。

- 「保険給付費」について、加入者1人当たり医療給付費が増加するものの、加入者数の減少や診療報酬改定の影響等により110億円減少する。
- 「高齢者医療への拠出金等」について、団塊の世代が後期高齢者に移行している影響等で、後期高齢者支援金の概算額が増加するものの、前期財政調整の1/3総報酬割導入による前期高齢者納付金の減少が影響し、863億円減少する。
- 「その他」について、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に対する対応や、令和7年12月末のリース期間満了に伴う各種サーバー機器の交換等による協会事務費の増加等により、458億円増加する。

③ 収支差と準備金残高

令和6年度の「収支差」は、令和5年度（直近見込）より、843億円減少して3,083億円になる見込み。（収支均衡料率は、9.70%の見込み。）

令和6年度末時点の準備金残高は5.4兆円の見込み。

(参考) 令和5年10月17日開催島根支部評議会における 平均保険料率に関する主な意見

【評議会の意見】

- ・概ね平均保険料率は10%維持という意見であった。
- ・保険料率の変更時期は、令和6年4月納付分(3月分)からで良いという意見であった。

【評議員の個別意見】

(学識経験者)

- ・協会けんぽの収支見通しからすると、財政の赤字構造が解消されない限り平均保険料率10%維持を消極的に賛成せざるを得ない状況である。
- ・給料が上がっている実感がないうえに、全国的に物価が上昇している厳しい状況の中ではあるが、医療給付費が構造的に増加傾向にある状況においては、平均保険料率を10%に維持せざるを得ないとする。

(事業主代表)

- ・島根県の建築、土木、製造業関係の中小企業の経営は依然として厳しい状況であり、平均保険料率の引き下げを要望したいのが正直なところである。しかしながら、当面の間の医療保険財政の安定を維持するためには、平均保険料率10%維持は、やむを得ないとする。
- ・中長期的な安心のために平均保険料率の10%維持がやむを得ないということはある程度理解できるが、協会けんぽは、国内外の情勢等を加味したより精度の高いシミュレーションを示し、加入者の方の理解を得る必要がある。

(被保険者代表)

- ・社会保障の観点から、全国一律の保険料率とすべきという考えであり、都道府県ごとに保険料率が異なることには反対である。ただし、この制度が前提である場合、中小企業の賃金は上がった実感がなく、これ以上の保険料負担は厳しい状況であるため、平均保険料率は10%に維持していただきたい。
- ・協会けんぽの収支見通しによれば、平均保険料率を10%に維持すれば、当面の間は安定的な制度運営が出来るとの見込みであろうが、いずれは準備金が枯渇するというシミュレーションでもあるので、将来的な不安を感じる。

3. 令和6年度島根支部保険料率について(案)

1. 令和6年度島根支部保険料率（イメージ）

令和6年度島根支部保険料率 **9.92% (0.34%引き下げ)**

保険料率計算のプロセス

(b1)

【年齢調整】▲0.29%

支部加入者の年齢構成を協会の平均とした場合の医療費との差額を調整。島根支部は年齢構成が高いためマイナスに調整。

(b2)

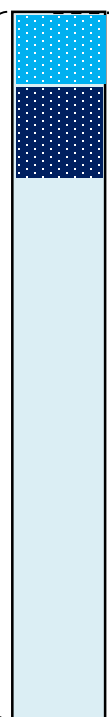
【所得調整】▲0.55%

支部加入者の総報酬を協会の平均とした場合の保険料収入額との差額を調整。島根支部は総報酬が低いためマイナスに調整。

(a)

6.36%

医療給付費にかかる保険料率（調整前）



①

5.53%

医療給付費にかかる保険料率（調整後）

②

【共通料率等】4.60%

後期高齢者支援金など全国一律で賦課される保険料率を合算

+

+

+

③

【精算】▲0.13%

前々年度の島根支部の決算における収支差を精算

④

【インセンティブ】▲0.08%

島根支部のインセンティブ制度令和4年度実績による減算を反映
※インセンティブ制度の拠出金0.01%含む

最終的な保険料率

9.92%

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある

2. 令和6年度島根支部保険料率（内訳）

		全国	令和6年度 島根支部
医療給付費についての調整前の所要保険料率（a）		5.40%	6.36%
調整（b）	年齢調整（b1）	－	▲0.29%
	所得調整（b2）	－	▲0.55%
①医療給付費についての調整後の所要保険料率（a + b）		5.40%	5.53%
②共通料率等※		4.60%	
所要保険料率（① + ②）		10.00%	10.13%
③精算分		－	▲0.13%
④インセンティブ分		－	▲0.08%
令和6年度保険料率（① + ② + ③ + ④）		10.00%	9.92%

<参考>

令和5年度 島根支部
6.40%
▲0.31%
▲0.55%
5.54%
4.64%
10.18%
0.07%
0.01%
10.26%

※共通料率等（A + B - C） 4.60%

A. 第2号都道府県単位保険料率	3.94%
B. 第3号都道府県単位保険料率	0.68%
C. 収入等の率	0.02%

・第1号都道府県単位保険料率：①

・第2号都道府県単位保険料率：現金給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、インセンティブ制度の財源拠出※等 ※便宜上④インセンティブ分に含めています

・第3号都道府県単位保険料率：業務経費、一般管理費、準備金積立て、前々年度精算分のマイナス分等

・収入等の率：日雇特例被保険者保険料収入、雑収入等

注1) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある

注2) 震災に伴う波及増の告知額が未確定（令和6年1月下旬頃確定する予定）であること等から、現時点において暫定値である

4. 令和6年度都道府県単位保険料率における保険料率別の支部数（暫定版）

保険料率 (%)	支部数
10.42	1
10.35	1
10.34	1
10.33	1
10.30	1
10.25	1
10.22	1
10.21	1
10.20	1
10.19	1
10.18	1
10.17	1
10.13	2
10.07	1
10.03	1
10.02	3
10.01	1
10.00	1

} 20

保険料率 (%)	支部数
9.98	1
9.95	1
9.94	3
9.92	1
9.91	1
9.89	2
9.85	3
9.84	1
9.81	1
9.79	1
9.78	1
9.77	1
9.68	1
9.66	1
9.63	1
9.62	1
9.59	1
9.55	1
9.52	1
9.49	1
9.35	1

} 26

島根支部

4. 令和6年度都道府県単位保険料率の令和5年度からの変化（暫定版）

令和5年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.28	+420	1
+0.27	+405	1
+0.24	+360	1
+0.16	+240	2
+0.13	+195	1
+0.11	+165	1
+0.10	+150	2
+0.09	+135	1
+0.08	+120	1
+0.06	+90	3
+0.05	+75	4
+0.04	+60	1
+0.03	+45	1
+0.02	+30	2
+0.01	+15	2
0.00	0	1

} 24

令和5年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
▲0.01	▲15	2
▲0.02	▲30	2
▲0.04	▲60	3
▲0.05	▲75	1
▲0.06	▲90	1
▲0.07	▲105	1
▲0.08	▲120	1
▲0.09	▲135	1
▲0.10	▲150	1
▲0.13	▲195	1
▲0.14	▲210	3
▲0.17	▲255	1
▲0.21	▲315	1
▲0.30	▲450	1
▲0.34	▲510	1
▲0.37	▲555	1

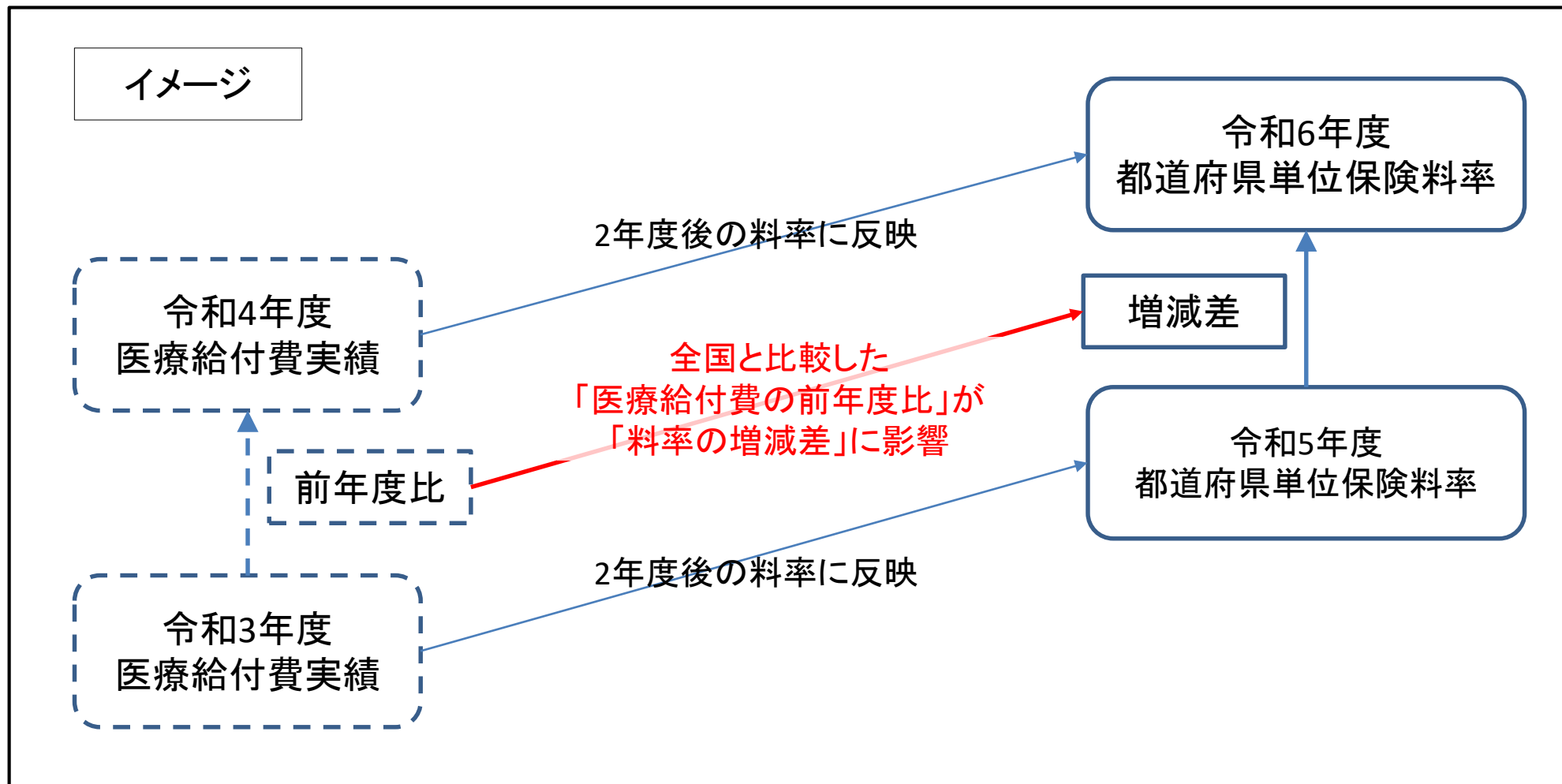
} 22

島根支部

注1. 「+」は令和6年度保険料率が令和5年度よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。

2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）の増減である。

(参考)都道府県単位保険料率と医療給付費との関係



医療給付費実績そのものの上昇下落にかかわらず、医療給付費実績の前年度比が全国平均と比べて高ければ保険料率は上昇し、低ければ保険料率は下落する傾向にあります。

(参考) 島根支部および全国の1人当たり医療費・保険料率の推移

※年齢調整や所得調整の変動もあるため、あくまで第1号保険料率の推移の傾向把握のための資料となります

1人当たり医療給付費

	H30	R1	R2	R3	R4
島根支部	127,917円	133,656円	129,329円	143,472円	146,863円
		4.5%増↗	3.2%減↘	10.9%増↗	2.4%増↗
全国平均	119,330円	125,040円	117,995円	132,589円	136,868円
		4.8%増↗	5.6%減↘	12.4%増↗	3.2%増↗
		島根支部が全国平均と比較して医療費の伸びが少ない	島根支部が全国平均と比較して医療費の伸び幅が少ない	島根支部が全国平均と比較して医療費の伸びが少ない	島根支部が全国平均と比較して医療費の伸びが少ない

この差が料率に影響

健康保険料率(精算・インセンティブ除く) ※全国平均は10.00%

	R2	R3	R4	R5	R6
島根支部	10.15%	10.11%	10.27%	10.18%	10.13%
		0.04ポイント減↘	0.16ポイント増↗	0.09ポイント減↘	0.05ポイント減↘

健康保険料率(精算・インセンティブ反映後) ※全国平均は10.00%

	R2	R3	R4	R5	R6
島根支部	10.15%	10.03%	10.35%	10.26%	9.92%
(参考)インセンティブ順位	H30: 17位(▲0.005ポイント)	R1: 1位(▲0.06ポイント)	R2: 14位(▲0.02ポイント)	R3: 29位(+0.01ポイント)	R4: 3位(▲0.08ポイント)

4. 令和6年度介護保険料率について

1. 介護保険の令和6年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和6年度は、令和5年度末に見込まれる剰余分(508億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう**1.60%(4月納付分から変更)**とする。

(参考)

健康保険法第160条第16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

【(参考)介護保険料率の推移】

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
介護保険料率	1.19%	1.50%	1.51%	1.55%	1.55%	1.72%	1.58%	1.58%	1.65%	1.57%	1.73%	1.79%	1.80%	1.64%	1.82%	1.60%
負担割合 (2号被保険者)	30%		29%			28%			27%			27%				
介護保険への 被用者保険間負担割合	介護2号被保険者割								1/3 総報酬割	1/2 総報酬割	3/4 総報酬割	総報酬割				

(注)29年度の介護保険の被用者保険間負担割合は、8月から1/2総報酬割であり、実質1/3総報酬割となる。なお、総報酬割については令和2年度に完全移行完了。

2. 協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		R4（2022）年度	R5（2023）年度	R6（2024）年度	備考
		決算	直近見込 (R5年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R5年12月)	
収入	保険料収入	10,174	11,546	10,242	R4年度保険料率： 1.64%
	国庫補助等	1	0	1	R5年度保険料率： 1.82%
	その他	-	-	-	R6年度保険料率： 1.60%
	計	10,175	11,546	10,243	納付金対前年度比 ⇒ ▲98
支出	介護納付金	10,494	10,793	10,695	
	その他	43	0	0	
	計	10,537	10,793	10,695	
単年度収支差		▲ 362	753	▲ 452	
準備金残高		▲ 245	508	56	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

(参考) 令和6年度の島根支部被保険者への影響について(健康保険・介護保険)

島根支部の平均標準報酬月額**28万円**で試算(平均報酬月額270,749円 令和5年9月協会けんぽ月報より)

①40歳未満および65歳以上の被保険者

		R5	R6	対R5	保険料への影響額(毎月)
健康保険		10.26%	9.92%	▲0.34%	▲952円(労使折半前)
介護保険	40歳未満	介護保険料なし			
	65歳以上	居住する自治体(市町村)ごとに算定			

②40歳以上65歳未満の被保険者

		R5	R6	対R5	保険料への影響額(毎月)
健康保険		10.26%	9.92%	▲0.34%	▲952円(労使折半前)
介護保険		1.82%	1.60%	▲0.22%	▲616円(労使折半前)
合計		12.08%	11.52%	▲0.56%	▲1,568円(労使折半前)

5. 令和6年度保険料率にかかる広報について

1. 広報の概要

1. 広報の目的

- 令和6年度都道府県単位保険料率に係る広報については、都道府県単位保険料率と保険料率設定の仕組みを周知し、加入者・事業主の取組で保険料率が下がる仕組みであることをご理解いただく。
- 医療費の伸びを抑えるためには、加入者・事業主が健康づくりに取り組むことが重要であることをご理解いただく。
- 更なる保健事業の充実に係る広報については、令和6年度より開始する「付加健診の対象年齢の拡大」や令和5年度に開始した「生活習慣病予防健診等の自己負担額軽減」等について積極的に広報することを通じて、生活習慣病予防健診等の受診を促す。また、健診結果に応じ、特定保健指導の利用や医療機関への確実な受診を行うといった健康づくりのサイクルの定着の重要性をご理解いただき、行動変容を促す。

2. 今年度の主な変更点

- 昨年度は保険料率広報について、本部による全国紙での全面広告1回と支部による地方第一紙への掲載1回を実施していたが、全国紙への掲載では、加入者・事業主が最も関心のある都道府県単位保険料率をお伝えできないこと、また、地方の中小企業の事業主に対して周知するにあたって地方紙が有効な媒体であることから、今年度は本部による全国紙での全面広告を行わず、支部において地方第一紙への掲載を2回実施する。

2. 具体的な実施内容等

【本部実施内容】

①更なる保健事業の充実

昨年度作成のLP(特設サイト)を活用しWEB広告を実施

広報媒体	実施内容	スケジュール
WEB広告	WEBバナー広告からLPに誘導	R6.1～R6.2

②令和6年度都道府県単位保険料率

LP(特設サイト)を作成のうえ、WEB広告等を実施

広報媒体	実施内容	スケジュール
WEB広告	保険料率改定等に関するLPを作成し、WEBバナー広告からLPに誘導	R6.2～R6.3
リーフレット(料額表)	年金機構より送付される保険料納入告知書に同封し、事業所へ送付	R6.2
はがき	任意継続被保険者向けに保険料率改定案内	R6.2～R6.3

【支部実施内容】

①更なる保健事業の充実

納入告知書同封チラシ等を用い、積極的に広報を実施

広報媒体	主な実施内容	スケジュール
既存の広報媒体	納入告知書同封チラシ、メールマガジン、健康保険委員向け広報誌等を活用した広報	R6.1～R6.3

②令和6年度都道府県単位保険料率

地方第一紙への広告掲載、本部より提供するリーフレット(料額表)関係団体の会報誌等を用い、積極的に広報を実施

広報媒体	主な実施内容	スケジュール
新聞広報	地方第一紙へ2回記事を掲載する	R6.3
関係団体の会報誌等	関係団体の会報誌等	R6.2～R6.3
リーフレット(料額表)・ポスター	支部窓口(サテライト含む)に設置、年金事務所・関係団体等へ配布	R6.2～R6.3
既存の広報媒体	メールマガジン、健康保険委員向け広報誌等を活用した広報	R6.2～R6.3

3. (参考) 令和5年度保険料率等広報物一例

<保険料率リーフレット>

あなたとあしたへつづく、健康を。

けんぽのいっぽ!

令和5年3月分(4月納付分)からの保険料率のお知らせです

島根支部の健康保険料率は引き下げとなります

令和5年2月分(3月納付分)まで 10.35%
 令和5年3月分(4月納付分)から 10.26%

介護保険料率も変更となります

令和5年2月分(3月納付分)まで 1.64%
 令和5年3月分(4月納付分)から 1.82%

※健康保険料と介護保険料は別枠となります。※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率がかかります。※書写については、発給日より3月1日分からの保険料率の適用となります。※任意継続被保険者の方は、令和5年3月分の保険料率から変更となります。

※健康保険料率10.26%のうち、6.69%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.57%分は後期高齢者医療制度への支拂金等に充てられる特定保険料率となります。

★保険料は、納付期限までに納めていただくようお願いいたします。
 ★健康保険組合における保険料額等については、ご加入の健康保険組合へお問い合わせください。

お問い合わせはこちらまで
 TEL 0852-59-5139
 〒690-8531 島根県松江市の南383
 山陰中央ビル2階

全国健康保険協会 島根支部
 けんぽいっぽ

<更なる保健事業の充実チラシ>

あなたとあしたへつづく、健康を。

けんぽのいっぽ!

令和5年度から、さらに皆さまの健康をより守り続ける、新たな取組を複数開始します。

さらに充実、一步先へ!協会けんぽの「健康づくり」事業

令和5年度スタート!

生活習慣病予防健診等の自己負担の軽減

一般健診 対象:35歳~74歳の被保険者(ご本人)

軽減前 最高 7,169円
 軽減後 最高 5,282円

協会けんぽの生活習慣病予防健診は、**メタボリックシンドローム**とともに**5大がん(肺がん・大腸がん・子宮がん・乳がん・胃がん)**までカバー!

※対象年齢の方、乳がん検診、肝臓がん検診は別途自己負担がかかります。

付加健診 4,802円 → 2,689円
 令和5年4月より、付加健診の検査項目について、検体が40種、50種に加え、45種、55種、60種、65種、70種も対応となります。

※付加健診とは、対象年齢の方において、肥満、高血圧、脂質異常症、糖尿病のいずれかを満たすための健診です。高血圧、脂質異常症が認められ、生活習慣病になりやすくなる状態のことです。

子宮頸がん検診、乳がん検診、肝臓ウイルス検査の自己負担も同様に軽減します。

健診を受けた後の行動こそが大切です!

異常なし 引き続きの健康づくり、毎年の健診を!

生活習慣の改善が必要 特定保健指導を利用しましょう!
 ※特定保健指導って? 健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクのある40歳~74歳までの方を対象に行う健康サポートです。日常生活に関するセルフケア(自己管理)ができるように、健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士が寄り添ってサポートします。

医療機関への受診が必要 医療機関に早期受診を!
 ※未治療者への受診勧奨! 協会けんぽでは、健診の結果、高血圧、血糖値、LDL(悪玉)コレステロール値が「要治療」「要精密検査」と判定された方、医師へ早期受診を勧めたい方へ、要診をお勧めするご案内をお送りしています。

お問い合わせはこちらから

全国健康保険協会 島根支部 TEL 0852-59-5139
 〒690-8531 島根県松江市の南383 山陰中央ビル2階

<関係団体会報誌等掲載依頼原稿>

協会けんぽ島根支部の加入者・専業主の皆さまへ 令和5年3月分(4月納付分)からの保険料率をお知らせします

健康保険料率 現行 10.35% ▶ 10.26%
 介護保険料率 現行 1.64% ▶ 1.82%

※任意継続被保険者の方は4月分(4月納付分)から変更

GOOD NEWS! 令和5年4月スタート! 生活習慣病予防健診の自己負担額が軽減されます

一般健診(対象:35歳から74歳の被保険者) 軽減前 最高 7,169円
 軽減後 最高 5,282円

協会けんぽの生活習慣病予防健診は、**メタボリックシンドローム**とともに**5大がん**までカバー!

※子宮頸がん検診、乳がん検診は別途自己負担が必要

お問い合わせ先 ☎ 690-8531 松江市南町383山陰中央ビル2階 全国健康保険協会島根支部 ☎ 0852-59-5140(平日8:30~17:15)

<令和5年3月19日山陰中央新報広告>

あなたとあしたへつづく、健康を。

けんぽのいっぽ!

協会けんぽの保険料率は、都道府県支部ごとに異なります。これは、それぞれの支部の加入者1人あたりの医療費に基づいて算出しているからです。保険料率の伸びを抑えるためには、皆様に、健康づくりに取り組んでいただくことが重要です。

健康づくりの第1歩は、毎年の健診!

健診は、病気の早期発見や自身の生活習慣を再見し、改善に取り組みきっかけになります!協会けんぽでは、生活習慣病の発症や重症化の予防を目的とした血液検査や尿検査、がん検診等、被保険者(ご本人)を受けていただく生活習慣病予防健診を実施しています。

令和5年4月スタート!

生活習慣病予防健診等の自己負担の軽減

一般健診 対象:35歳~74歳の被保険者(ご本人)

軽減前 最高 7,169円
 軽減後 最高 5,282円

付加健診、子宮頸がん検診、乳がん検診、肝臓ウイルス検査の自己負担も軽減します。

詳しくはこちら

次の1歩は、健診の結果を踏まえた行動をとること!

異常なし 引き続きの健康づくり、毎年の健診を!

生活習慣の改善が必要 特定保健指導を利用しましょう!
 健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクのある40歳~74歳までの方を対象に行う健康サポートです。健康に関するセルフケア(自己管理)ができるように、健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士が寄り添ってサポートします。

医療機関への受診が必要 医療機関に早期受診を!
 協会けんぽでは、健診の結果、高血圧、血糖値、LDL(悪玉)コレステロール値が高く、医療機関への受診が必要と判定され、要診が確認できない方へ、要診をお勧めするご案内をお送りしています。

お問い合わせ先 ☎ 690-8531 松江市南町383山陰中央ビル2階 全国健康保険協会島根支部 ☎ 0852-59-5140(平日8:30~17:15)